
カイロプラクティックオフィスにおける感染対策の手引き

Infection Prevention and Control Guidance for Chiropractors

2023年5月15日

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会

2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）¹⁾上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行されたことにより感染対策は個人や事業者の判断に委ねられ²⁾、当会の「カイロプラクティックオフィスにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」³⁾は廃止しました。今後は本手引きにて、感染症の基本知識、感染症を予防する生活習慣、カイロプラクティックの臨床を行う上での注意点についてお知らせいたします。本手引きの内容は、厚生労働省はじめ関係省庁からの最新情報⁴⁾をもとに随時更新していきます。

地域での感染症の発生状況に応じて、カイロプラクター⁵⁾⁶⁾のみならず脊椎徒手療法を取り入れている医療関連従事者すべての方において、日々の臨床の中で本手引きを参考にいただければ幸いです。

1. 感染症の基本的知識

感染症（Infection/ Infectious disease）は、ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳などの症状が出る状態です。感染症には、人から人へうつる伝染性の感染症や、動物・昆虫あるいは傷口から感染する非伝染性の感染症があります。感染してもほとんど症状が出ないものから、症状が出るとなかなか治りにくく、時には死に至るような感染症もあります⁷⁾。感染症ごとに原因となる病原体や感染経路が異なり対処方法は異なりますが、基本的な感染対策⁸⁾は共通します。

2020年に世界的に大流行した新型コロナウイルスの他には、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）、ジカウイルス感染症及び薬剤耐性（AMR）は特定地域で流行しました。例年、冬にはインフルエンザやノロウイルスを中心とした感染症胃腸炎・食中毒が流行します。また年末年始を海外で過ごす方は、動物や虫などから感染する鳥インフルエンザ、マラリアなどの感染症、汚染された飲食物から感染する赤痢、コレラなどの感染症にも注意が必要です。

2. 感染症を予防する生活習慣

一般的に健康な生活習慣を維持するセルフケア⁹⁾¹⁰⁾として以下が推奨されています。

① 健康的な食生活を維持するためのヒント

- ・ 野菜や果物を含む様々な食品を食べる
 - ・ 塩分を控える
 - ・ 適度な脂質や油を摂る
 - ・ 砂糖の摂取を控える
 - ・ 十分な水分補給をする
 - ・ 有害なアルコール摂取は避ける
 - ・ 母乳で乳幼児を育てる
- ② 安全な食品を確保するためのポイント
- ・ 清潔に保つ
 - ・ 生肉・生魚と調理済みの食品を分ける
 - ・ 十分に加熱する
 - ・ 食品を安全な温度で保存する
 - ・ 安全な水と原材料を用意する
- ③ 適正体重の維持
- ④ 定期的な運動
- ⑤ 十分な睡眠
- ⑥ 精神的ストレスや疲労を減らす
- ⑦ 禁煙する
- ⑧ 節度ある適度な飲酒
- ⑨ こまめな手洗い 他

3. 臨床を行う上での注意点

- ① 来院者の感染防止
- オフィス（施術所）内で「3つの密」（①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話する「密接場面」）を避ける環境を整える。
 - 重症化リスクの高い人に感染させないよう配慮しながら、来院者のマスク着用は個人の判断に委ねる。但し、オフィスで医療機関と同じ対応を求める場合は、来院者に対してマスク着用を予め通知すること。通知の際に来院者がマスク着用を希望しない場合は、マスク着用以外の適切な感染対策を講じた上で施術を提供する。
 - 新規来院者の予約を取る際には、事前に発熱等風邪の症状について質問する。来院者が発熱等風邪の症状を持っている場合、感染拡大防止のため来院いただけない旨の説明をする。
 - 来院者同士の密着を避けるため、予約枠は一定の間隔を空ける。少なくとも5～10分程度の余裕をもって予約を取る。

- 来院時に手指消毒ができるよう消毒液を受付や待合室に設置する。

② 施術者（カイロプラクター）&スタッフの感染防止

- 施術者（カイロプラクター）やスタッフのマスク着用を原則とし、咳エチケットを守る。やむを得ない事情でマスク着用が困難な場合はマスク着用以外の適切な感染対策を講じる。
- 密閉空間を避けるため、できるだけ各部屋の換気をよくする。サーキュレーターを使うと効果的に換気できる。
- 施術者（カイロプラクター）やスタッフは発熱等風邪の症状や体調不良がある場合は改善するまで出勤を控える。
- 規則正しい生活とバランスの取れた食事、適切な睡眠、適度な運動を心がける。日頃から手洗いまたは手指消毒を徹底する。
- 施術ごとに以下を徹底する
 1. 流水と石鹸またはアルコール等の除菌消毒液による手洗い。
 2. アルコール等の除菌消毒液による使用器具、備品の消毒。
 3. タオルや衣服は共有せず、家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かす。
 4. 施術台（カイロプラクティックテーブル）の顔が接触する部分（ヘッドピース）にはフェイスペーパーを使用することが望ましい。

【参考資料】

- 1) e-Gov 法令検索： 感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
(accessed 2023-05-15)
<https://elaws.e-gov.jp/document?lawid=410AC0000000114>
- 2) 内閣官房： 新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴うお知らせ (accessed 2023-05-15)
<https://corona.go.jp/guideline/>
- 3) 一般社団法人日本カイロプラクターズ協会： カイロプラクティックオフィスにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (accessed 2023-05-15)
<https://jac-chiro.org/wordpress/wp-content/uploads/2023/03/covid19guidelines.pdf>
- 4) 内閣官房： 新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について (accessed 2023-05-15)
https://corona.go.jp/news/news_20230406_01.html
- 5) 厚生労働省「統合医療」情報発信サイト： 海外の情報 カイロプラクティック (accessed 2023-05-15)
<https://www.ejim.ncgg.go.jp/public/overseas/c02/04.html>

- 6) 世界保健機関： カイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するWHOガイドライン,
2005 (accessed 2023-05-15)
<https://www.jac-chiro.org/whojpnguide.pdf>
- 7) 首相官邸： 感染症対策特集 (accessed 2023-05-15)
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>
- 8) 内閣官房： 感染対策インフォメーション (accessed 2023-05-15)
<https://corona.go.jp/events/>
- 9) 世界保健機関： Self Care for Health 2013, A Handbook for Community Health Workers &
Volunteers, P17-21 (accessed 2023-05-15)
<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/205887/B5084.pdf>
- 10) 世界保健機関： #HealthyAtHome (accessed 2023-05-15)
<https://www.who.int/campaigns/connecting-the-world-to-combat-coronavirus/healthyathome>

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会
〒東京都港区西新橋 3-24-5-503
TEL 03-3578-9390 Email info@jac-chiro.org